

2025年度（令和7年度）

埼玉県医師育成奨学金（指定大学奨学金）

順天堂大学医学部「埼玉県地域枠入学試験」 のご案内

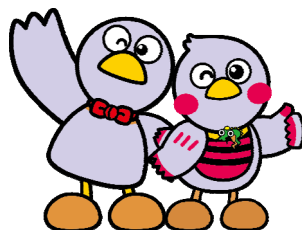
目次

1	制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	申込方法・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	奨学金被貸与者の決定及び手続き方法・・・・・・・・	5
4	奨学金の貸与方法・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5	貸与の取消し・交付の停止・・・・・・・・	6
6	借用書の提出について・・・・・・・・	6
7	貸与後の諸手続き・・・・・・・・	7
8	奨学金貸与期間中の支援について・・・・・・・・	8
9	医学部卒業後の支援について・・・・・・・・	8
10	申込みにあたっての注意事項・・・・・・・・	9
11	Q&A・・・・・・・・	9
○	記入方法・・・・・・・・	11
○	埼玉県医師育成奨学金貸与条例・・・・・・・・	18
○	埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則・・・・・・・・	21
○	様式・・・・・・・・	25

（注意）

この奨学金は、学校法人順天堂 順天堂大学が実施する「埼玉県地域枠入学試験」に合格した者が貸与の対象となります。

この奨学金の貸与を希望する場合は、所定の必要書類を順天堂大学医学部の「埼玉県地域枠入学試験」の出願書類と一緒に大学へ提出してください。



埼玉県マスコット「コバトン&さいたまっち」

※一定の条件を満たしたとき、奨学金の返還が免除されます。

1 制度の概要

埼玉県地域枠入学試験は、埼玉県に愛着があり、「将来、医師として埼玉県の地域医療に貢献したい」という強い意志をもつ学生を、選抜することを目的としています。埼玉県地域枠入学試験に合格し、本学に入学する者には、奨学金として、月額 20 万円（6 年間総額 1,440 万円）が貸与されます。

奨学金の貸与を受けた医学部生が、医師免許を得た後、直ちに奨学金貸与期間の 1.5 倍の期間（通常は 6 年間の貸与期間に対して 9 年間）、特定地域の公的医療機関に医師として引き続いて勤務（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講する場合を含む。）をしたときまたは特定診療科等（埼玉県内の病院の産科、小児科、救命救急センター）に医師として勤務したとき、奨学金の返還が免除されます。

また、日本専門医機構において、都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱し、専門研修を開始した専攻医については、原則、専門医の認定を行わないこととされています。

（1）申込資格

埼玉県地域枠入学試験では、次の①～③の条件をすべて満たす者であれば、出身地および出身高等学校等を問わず出願できます。

- ① 出願時に下記のいずれかに該当する者。
 - （ア）高等学校または中等教育学校を卒業した者および 2025 年 3 月卒業見込みの者
 - （イ）通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者および 2025 年 3 月修了見込みの者
 - （ウ）学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および 2025 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者
- ② 本学に入学しようとする意志を有し、合格した際に入学を確約できる者（※1）。
- ③ 医師免許を得た後、直ちに奨学金貸与期間の 1.5 倍の期間、特定地域（※2）の公的医療機関（※3）に医師として引き続いて勤務（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講する場合を含む。）または特定診療科等（※4）に医師として勤務する意志のある者。

※1 埼玉県地域枠入学試験の合格者は、いかなる事由であっても入学及び本奨学金の貸与を辞退できません。また、この奨学金の貸与者は同種の奨学金の貸与を受けることはできません。

※2 特定地域

熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町

※3 公的医療機関

都道府県、市町村又は医療法第31条の厚生労働大臣が定める開設者が開設する病院等

〈特定地域の公的医療機関の例〉

県立循環器・呼吸器病センター、秩父市立病院、東松山市立市民病院、深谷赤十字病院、済生会加須病院、小川赤十字病院、国民健康保険町立小鹿野中央病院（令和6年6月1日現在）

※4 特定診療科等

埼玉県内の病院の産科、小児科、救命救急センター

(2) 募集人数

10名（予定）

(3) 貸与金額

月 額 20万円（6年間総額1,440万円）

(4) 貸与期間

2025年4月から大学を卒業する月まで

貸与期間は正規の修業年限（上限6年）に限ります。また、休学したとき、停学の処分を受けたとき、留年したときは、原則として、これに該当する期間の月分の奨学金は貸与されません。

(5) 返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還が猶予されます。

なお、返還の猶予については、その申請に基づき決定されますので、すべての申請が認められる訳ではありません。

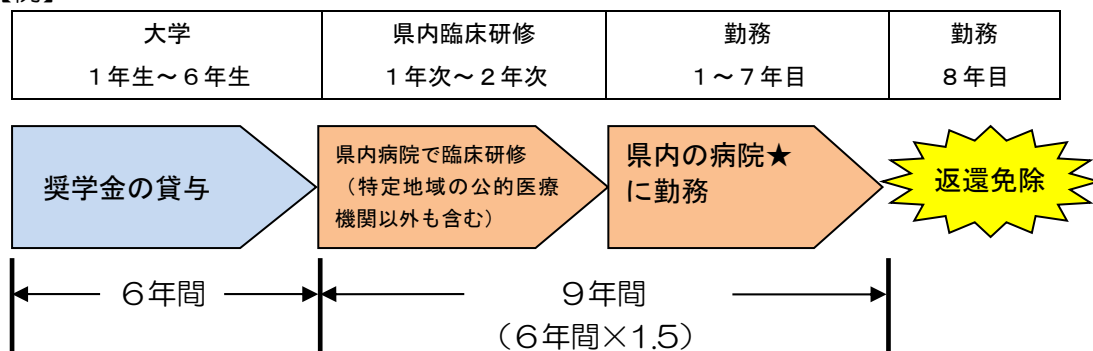
- ① 特定地域の公的医療機関に医師として勤務しているとき（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講している場合を含む。）又は特定診療科等に医師として勤務しているとき。
- ② 埼玉県外の臨床研修病院で臨床研修を受講しているとき。
- ③ 後期研修を受講しているとき（特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務している場合を除く。）。
- ④ 大学を卒業する日の属する年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を得ようとする意思を有するとき。
- ⑤ 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(6) 奨学金の返還免除要件

次に該当する場合は、奨学金の返還が免除されます。

- ① 医師免許を得た後、直ちに貸与期間の 1.5 倍の期間、特定地域の公的医療機関に医師として引き続き勤務（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講している場合を含む。）をしたとき又は特定診療科等に医師として勤務したとき。

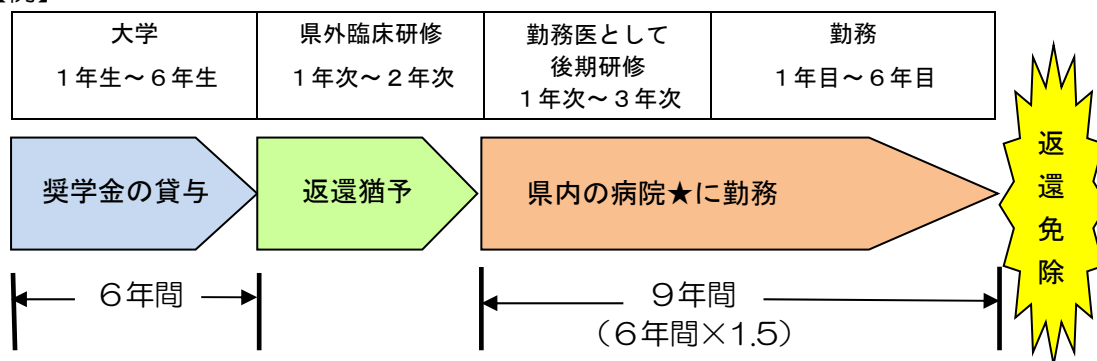
【例】



- ② 医師免許を得た後、直ちに埼玉県外の臨床研修病院で臨床研修を受講して返還猶予（※1）の決定を受け、当該猶予期間に引き続いて、貸与期間の 1.5 倍の期間、特定地域の公的医療機関に医師として勤務（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講している場合を含む。）をしたとき又は特定診療科等に医師として勤務したとき。

※1 埼玉県外の臨床研修病院で臨床研修を受講し返還が猶予された後、引き続き後期研修の受講（特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務している場合を除く。）をし、又は災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が猶予された場合を含みます。

【例】

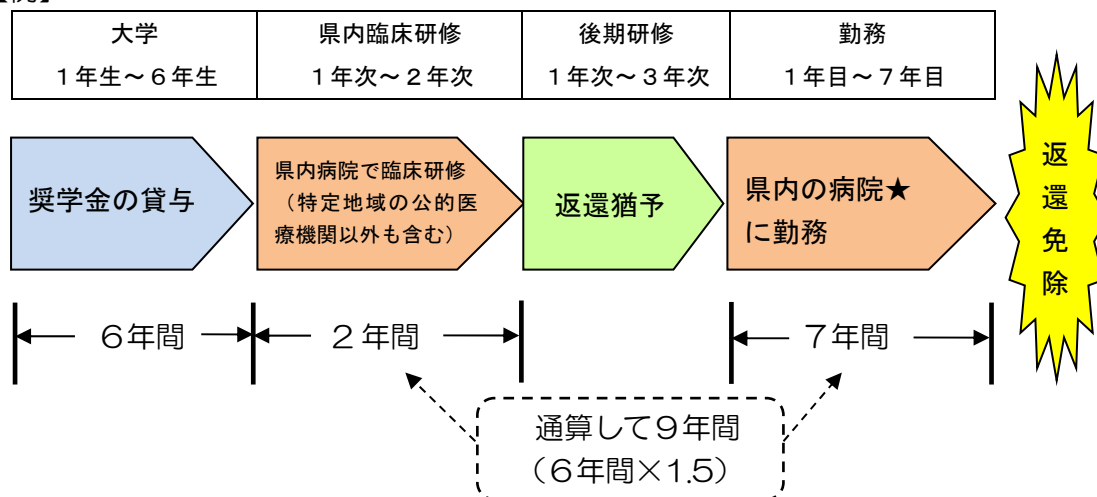


- ③ 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関に医師として引き続き勤務（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講している場合を含む。）をした後又は特定診療科等に医師として勤務した後、返還猶予（※2）の決定を受け、当該返還猶予期間に引き続いて、再び特定地域の公的医療機関に医師として勤務（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講している場合を含む。）をし、又は特定診療科等に医師として勤務した場合において、先の勤務期間と後の勤務期間を通算すると貸与期間の 1.5 倍となるとき。

※2 返還猶予は下記のいずれかの理由によります。

- (ア) 埼玉県外の臨床研修病院において臨床研修を受講しているとき。
- (イ) 後期研修を受講しているとき（特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務している場合を除く。）。
- (ウ) 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

【例】



★ …… 特定地域の公的医療機関 又は 特定診療科等に限る。

◇ そのほか、次のいずれかに該当する場合は、返還債務の全部又は一部を免除することがあります。

- (ア) 奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき。
- (イ) 災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金の返還ができなくなったとき。

(7) 返還

① 次のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた奨学金を一括して返還しなければなりません。

- (ア) 奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。
- (イ) 医師免許を得た後、直ちに特定地域の公的医療機関に医師として勤務しなかったとき（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講しなかった場合を含む。）又は特定診療科等に医師として勤務しなかったとき（「(5) 返還の猶予」の②又は⑤により、奨学金の返還が猶予されている場合を除く。）
- (ウ) 埼玉県外の臨床研修病院で臨床研修を受講するため、後期研修を受講するため（特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する場合を除く。）又は災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められて返還猶予の決定を受けた者が、当該猶予期間に引き続いて特定地域の公的医療機関に医師として勤務しなかったとき（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講しなかった場合を含む。）又は特定診療科等に医師として勤務しなかったとき。

(工) 大学を卒業する日の属する年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、当該年度の翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を得ようとする意思があると認められて返還猶予の決定を受けた者が、翌年度に実施される医師国家試験に合格しなかったとき。

(オ) 「(6) 奨学金の返還免除要件」による奨学金の返還免除を受ける前に、特定地域の公的医療機関に医師として勤務しなくなったとき（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講しなくなった場合を含む。）又は特定診療科等に医師として勤務しなくなったとき（「(5) 返還の猶予」の②、③又は⑤により、奨学金の返還が猶予されている場合を除く。）

※ 返還の場合、貸与を受けた額に年10%の割合で計算した利息を加えて一括返還となります。

② 奨学金の返還方法

返還する理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、一括して返還しなければなりません。

なお、正当な理由がなく期日までに返還しない場合は、延滞利息が生じます。

※ 延滞利息

返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5%の割合を乗じて得た額となります。

2 申込方法

(1) 提出書類

① 応募申請書（応募様式1）

② 誓約書（様式第2号）

(2) 提出方法

大学が実施する埼玉県地域枠入学試験の出願書類と一緒に、大学に提出してください。

（注）直接埼玉県が受け付けることはいたしません。

3 奨学金被貸与者の決定及び手続き方法

(1) 奨学金被貸与者の決定方法

最終的に埼玉県地域枠入学試験に合格した者を奨学金貸与者として決定します。

(2) 貸与決定後の手続きについて

下記の必要書類を提出してください。

① 申請者本人

（ア）埼玉県医師育成奨学金貸与申請書（様式第1号）

（イ）埼玉県医師育成奨学金口座振込依頼書

（ウ）奨学金の振込先金融機関の預金通帳の写し

（金融機関名、店名、預金種別、口座名義人、口座番号を確認できるページ）

② 連帯保証人2人

(ア) 住民票の写し 各1通

〈連帯保証人について〉

応募申請時の誓約書及び貸与終了時の借用証書に連帯保証人の保証が必要となりますので、あらかじめ内諾を得てください。

なお、貸与決定後に連帯保証人を変更することはできません。ただし、死亡や破産等のやむを得ない事由がある場合は除きます。

※ 返還が滞ると、連帯保証人に返還していただくことになります。

〈連帯保証人の要件〉

(ア) 継続・安定した収入が見込まれること。

(イ) 返還が滞った際に、直ちに返還することができること

(ウ) 独立の生計を営む成年者であること。

4 奨学金の貸与方法

奨学金は埼玉県から本人名義の預金口座に振り込みます。

◇貸与時期（予定）

年12か月分を4回にわけて預金口座に振り込みます。

第1四半期分（4～6月分） 6月中旬

第2四半期分（7～9月分） 7月中旬

第3四半期分（10～12月分） 10月中旬

第4四半期分（1～3月分） 1月中旬

5 貸与の取消し・交付の停止

奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止します。

(1) 大学の医学を履修する課程に在学しなくなったとき。

(2) 同種の奨学金の貸与を受けたとき。

(3) 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思がなくなったと認められるとき。

(4) 休学したとき。

(5) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

(6) その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるに至ったとき。

（例：留年）

※ 交付の停止の期間は、停止の原因となった理由が発生した日の属する月の翌月から交付停止理由が消滅した日の属する月までの間とします。

6 借用書の提出について

奨学金の貸与が終了したときは、遅滞なく「埼玉県医師育成奨学金借用証書」を作成し、提出してください。

借用証書には、申請者本人の記名のほか、連帯保証人（様式第2号の誓約書に記名した者と同一の者）2名の記名が必要です。

また、借入額に応じて収入印紙を貼っていただくことになります。

7 貸与後の諸手続き

(1) 通常提出しなければならないもの

	事 例	提出書類	備 考
1	大学に在学しているとき	・在学届 在学証明書を添付	毎年 4/1～ 4/30 に提出 (入学年も含む)
2	大学を卒業したとき	・卒業届 卒業証明書を添付 ・埼玉県医師育成奨学金 借用証書	
3	医師免許を得た後、臨床研修の 受講を開始したとき又は修了し たとき	・臨床研修受講開始(修了)届 ・埼玉県医師育成奨学金 返還猶予(免除)申請書 理由を証する書類を添付	返還猶予申請 書は臨床研修 開始時に提出
4	臨床研修修了後、特定地域の公 的医療機関に医師として勤務し たとき又は特定診療科等に医師 として勤務したとき(臨床研修 を受講している場合を除く。)	・勤務届 ・埼玉県医師育成奨学金 返還猶予(免除)申請書 理由を証する書類を添付	
5	後期研修の受講を開始したとき 又は修了したとき	・後期研修受講開始(修了)届 ・埼玉県医師育成奨学金 返還猶予(免除)申請書 理由を証する書類を添付	返還猶予申請 書は後期研修 開始時に提出
6	奨学金貸与期間の1.5倍の期間、 特定地域の公的医療機関に医師 として勤務するなどして奨学金 が返還免除となるととき	・埼玉県医師育成奨学金 返還猶予(免除)申請書 理由を証する書類を添付	

(2) 変更事項等がある場合に提出しなければならないもの

	事 例	提出書類	備 考
1	本人又は連帯保証人の住所や氏 名に変更があったとき	・届出事項等変更届 変更事項を証する書類を添付	
2	勤務届で届け出た事項に変更が あったとき	・届出事項等変更届 変更事項を証する書類を添付	
3	休学し、又は停学処分を受けたと き	・退学等届	
4	復学し、又は停学の期間が満了し たとき	・退学等届	
5	退学等になったとき	・退学等届 ・埼玉県医師育成奨学金 借用証書	

	事 例	提出書類	備 考
6	同種の奨学金の貸与を受けたとき	・ 埼玉県医師育成奨学金 貸与辞退届 ・ 埼玉県医師育成奨学金 借用証書	
7	奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき	・ 埼玉県医師育成奨学金 貸与辞退届 ・ 埼玉県医師育成奨学金 借用証書	
8	留年したとき	・ 退学等届	
9	臨床研修若しくは後期研修の受講を辞退・中断するとき又は病院からそれらの受講の承認の取消し・中断を命ぜられたとき	・ 埼玉県医師育成奨学金 返還猶予の理由消滅届	
10	大学を卒業する日の属する年度の医師国家試験に不合格となり、翌年度の試験を再度受験しようとするとき	・ 埼玉県医師育成奨学金 返還猶予（免除）申請書 理由を証する書類を添付	
11	災害や疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還猶予又は免除を受けようとするとき	・ 埼玉県医師育成奨学金 返還猶予（免除）申請書 理由を証する書類を添付	
12	本人が死亡し、奨学金の返還猶予又は免除を受けようとするとき	・ 埼玉県医師育成奨学金 返還猶予（免除）申請書 理由を証する書類を添付	
13	医師国家試験に不合格となり、翌年度に再度試験を受けるために返還猶予を受けている期間又は災害、疾病その他やむを得ない理由により返還猶予を受けている期間に、返還猶予を受けることとなった理由が消滅したとき	・ 埼玉県医師育成奨学金 返還猶予の理由消滅届	

8 奨学金貸与期間中の支援について

医学部在学中は、大学での通常のカリキュラムを履修していただく他、埼玉県又は大学が指定する埼玉県の地域医療に関するイベントやプログラムを受講していただきます。埼玉県の地域医療に関して実際に即した理解がより深められるように、大学と連携しながら支援していきます。

9 医学部卒業後の支援について

医学部卒業後は、被貸与者の能力の開発及び向上を図ることを目的として埼玉県が策定するキャリア形成プログラムが適用されます。

10 申込みにあたっての注意事項

- (1) 申込者は、本内容をよく読み、制度を確認してください。
- (2) 提出書類は、奨学金被貸与者を選考するための重要な書類です。遺漏のないように楷書で正確に記入してください。また、記入不備や添付書類の不足があった場合、選考から除外する場合がありますので注意してください。
- (3) 提出書類は、貸与決定の可否にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください。
- (4) 日本専門医機構において、都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱し、専門研修を開始した専攻医については、原則、専門医の認定を行わないこととされていますので、ご注意ください。

11 Q&A

〈応募について〉

Q1 応募の際、所得制限はありますか？

A1 所得制限は設けていません。

Q2 他の奨学金等の貸与を受けていても、応募はできますか？

A2 一般的な奨学金等で、返還免除を受けるための条件として勤務先や勤務期間などが指定されていないものであれば、他の奨学金等の貸与を受けていても応募することはできます。

しかし、他の都道府県や団体等から本制度と同様の奨学金等（貸与後、一定の勤務をすると返還免除となる奨学金等）の貸与を受けている場合は、応募することができません。

〈奨学金の貸与について〉

Q1 奨学金はどのような方法で貸与されますか？

A1 **貸与者本人名義**の金融機関の口座に、4半期ごとに3か月分を一括して振り込みます。

Q2 親の名義の銀行口座に奨学金を振り込んでもらえますか？

A2 できません。

〈返還猶予等について〉

Q1 医師国家試験に合格できなかった場合は、奨学金を一括返還しなければなりませんか？

A1 大学を卒業する年の医師国家試験に合格できなかった場合でも、その翌年の国家試験に合格すれば、一括返還の必要はありません。大学を卒業する年の翌年の国家試験に合格できなかった場合は、貸与を受けた額を一括して返還していただきます。

Q2 特定地域の公的医療機関や特定診療科等で後期研修を受ける場合は返還猶予になりますか？

A2 返還猶予になります。また、勤務医として後期研修を受講する場合は、その期間は返還免除に必要な期間に算入されます。特定地域の公的医療機関以外や特定診療科等以外で後期研修を受講しているときは返還猶予になりますが、その期間は返還免除に必要な期間に算入されません。

〈その他〉

Q1 連帯保証人は誰でもよいのですか？

A1 2名の連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成年者（連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと。例：父親と同一生計でない祖父は可、同一生計下の両親は不可）で、返済能力があることが必要です。

記入方法

様式第1号（第4条関係）

埼玉県医師育成奨学金貸与申請書

提出日を和暦で記入すること。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住 所

氏 名

申請者が自署すること。

生年月日

年 月 日生

電話番号

埼玉県医師育成奨学金の貸与を受けたいので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 在学（出身）の高等学校等

(1) 名 称

(2) 所 在 地

(3) 卒業年月

年 月卒業（見込み）

「卒業」か「（見込み）」か、該当しない文言を二重線で消すこと。

2 大学の名称及び学部・学科名

大学

学部

学科

月額 20 万円以内で必要な額を記入すること。

3 貸与申請金額 月額

円

4 貸与申請期間

年 月から

年 月まで

※ 申請者が未成年の場合に記入してください。

上記申請について同意します。

親権者（未成年後見人） 住所

氏名

続柄

親権者（未成年後見人） 住所

氏名

続柄

入学年の4月から大学卒業の年月までを記入すること。

記入方法

入学決定後の提出書類

埼玉県医師育成奨学金口座振込依頼書

年 月 日

提出日を和暦で記入すること。

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

埼玉県から貸与される埼玉県医師育成奨学金については、下記の口座に振り込みをお願いします。

記

該当するものを○で
囲むこと。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合
本・支店名	本店 支店 本所 支所
口座種別	普 通 ・ 当 座
口座番号	
口座名義人 (カナ)	

※ 預金通帳の写し（金融機関名、店名、預金種別、口座名義人、口座番号が確認できる部分）を添付すること。

記入方法

毎年 4/1～30（入学年度含む）の提出書類

様式第 4 号（第 13 条関係）

提出日を和暦で記入
すること。

在 学 届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

貸与番号

県外の大学において医学を履修する課程に下記のとおり在学していますので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）第 13 条の規定により届け出ます。

なお、引き続き、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、大学を卒業し、医師免許を得た後は、埼玉県医師育成奨学金貸与条例第 8 条第 2 号、第 3 号又は第 5 号のいずれかに該当する場合を除き、同条例及び規則の規定に基づく県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等において医師として勤務する意思を有しています。

記

- 1 在学している大学名及び学部・学科名

大学

学部

学科

- 2 在学している学年

第

学年

- 3 添付書類

在学証明書

大学が発行する在学証明書を添付すること。

記入方法

収入印紙
100万円まで1,000円
500万円まで2,000円
1,000万円まで1万円
5,000万円まで2万円

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県医師育成奨学金借用証書

借入額に応じて収入印紙を貼り、本人と連帯保証人2名の計3名の印で消印すること。

提出日を和暦で記入すること。

年 月 日

本人が自署すること。

住所

氏名

生年月日

電話番号

貸与番号

連帯保証人 住所

氏名

生年月日 年 月 日生

本人との関係

電話番号

連帯保証人がそれぞれ自署すること。

連帯保証人 住所

氏名

生年月日 年 月 日生

本人との関係

電話番号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例に基づき、下記のとおり金額を借用しました。

記

借受け期間	(年 月 から 年 月 まで 年 月 から 年 月 までを除く)
借用金額	円

※ 借用金額に応じて収入印紙を貼り、本人及び連帯保証人2名の計3名の印で消印すること。

○埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成24年3月27日条例第15号）

改 平成二八年 三月二九日条例第二三号 令和 二年 三月三十一日条例第一六号

正 令和 六年 十月十八日条例第四二号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例をここに公布する。

埼玉県医師育成奨学金貸与条例

（目的）

第一条 この条例は、県外の大学の医学を履修する課程に在学する者で、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務しようとするものに対し、予算の範囲内において奨学金を貸与することにより、その修学を容易にし、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に勤務する医師の育成及び確保を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「特定地域」とは、医師の確保が必要な地域として規則で定める地域をいう。

2 この条例において「公的医療機関」とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関をいう。

3 この条例において「特定診療科等」とは、県内の病院の産科（診療科名中に産科を示す名称を有する診療科をいう。）、小児科（診療科名中に小児科を示す名称（これに類するものとして規則で定めるものを含む。）を有する診療科をいう。）又は救命救急センター（医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に基づき知事の要請を受けた病院の開設者が運営する救命救急センターをいう。）をいう。

（奨学金の種類）

第二条の二 第一条に規定する奨学金（以下「奨学金」という。）の種類は、次のとおりとする。

一 埼玉県出身者奨学金（次条第一項第一号及び第三項において「出身者奨学金」という。）

二 指定大学在学者奨学金（次条第一項第二号及び第三項において「指定大学奨学金」という。）

追加〔平成二八年条例二三号〕

（貸与の対象者）

第三条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる奨学金の種類に並び、当該各号に定める者とする。

一 出身者奨学金 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 県外の大学の医学を履修する課程に在学する者であること。

ロ 貸与の申請の時に県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有すると認められる者であること。

ハ 貸与の申請の時に、県内に住所を有する者、県内の高等学校を卒業する見込みであると認められる者又は卒業した者その他これらに準ずる者として規則で定める者であること。

ニ 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思を有すると認められる者であること。

二 指定大学奨学金 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 知事が指定する県外の大学の医学を履修する課程に在学する者であること。

ロ 貸与の申請の時に、知事が指定する県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有すると認められる者又は当該大学の医学を履修する課程の第一学年

に在学する者であること。

ハ 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思を有すると認められる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金と同種のもの（第六条第三号において「同種の奨学金」という。）の貸与を受けている者は、奨学金の貸与を受けることができない。

3 出身者奨学金及び指定大学奨学金は、同時に貸与を受けることができない。

全部改正〔平成二八年条例二三号〕

（貸与の額等）

第四条 奨学金の貸与の額は、月額二十万円以内において知事が定める額とし、その貸与期間は、大学に入学する日の属する月から大学を卒業する日の属する月までの範囲内において知事が定める期間とする。

2 前条第一項第一号イ及び第二号イ並びに前項の規定にかかわらず、同項に規定する奨学金の貸与の額のほか、奨学金の貸与を受けることができる者（貸与の申請の時に知事が指定する県外の大学の医学を履修する課程の第一学年に在学する者を除く。）に対し、大学に入学する日の属する年にあつては、大学に入学するために必要な費用として百万円以内において知事が定める額を奨学金として貸与することができる。

第四条の二 奨学金には、奨学金の貸与を受けた日の翌日から最後に貸与を受けた日までの日数（規則で定める期間を除く。）に応じ、奨学金の貸与の額に年十パーセントの割合を乗じて得た額の利息を付するものとする。ただし、規則で定める奨学金については、この限りでない。

2 前項の規定による利息の額が百円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

一部改正〔平成二八年条例二三号〕

追加〔令和六年条例四二号〕

（貸与の方法及び交付の方法）

第五条 奨学金の貸与の方法及び交付の方法は、規則で定める。

（貸与の取消し又は交付の停止）

第六条 知事は、奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止することができる。

一 県外の大学の医学を履修する課程に入学せず、又は在学しなくなったとき。

二 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思を有すると認められなくなったとき。

三 同種の奨学金の貸与を受けることとなったとき。

四 休学したとき。

五 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

六 その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるに至ったとき。

一部改正〔平成二八年条例二三号〕

（返還等の方法）

第七条 貸与を受けた奨学金の返還及び第四条の二に規定する利息の支払（以下「奨学金の返還等」という。）の方法は、規則で定める。

一部改正〔令和六年条例四二号〕

（返還等の債務の履行猶予）

第八条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間内において知事が定める期間、奨学金の返還等の債務の履行を猶予することができる。

- 一 特定地域の公的医療機関に医師として勤務しているとき（特定地域の公的医療機関以外の県内の臨床研修病院（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものをいう。次号において同じ。）において臨床研修（同項の臨床研修をいう。次号において同じ。）を受講している場合を含む。）又は特定診療科等に医師として勤務しているとき。
- 二 県外の臨床研修病院において臨床研修を受講しているとき。
- 三 後期研修（埼玉県後期研修医研修資金貸与条例（平成二十一年埼玉県条例第十三号）第二条第五項の後期研修をいう。）を受講しているとき（第一号に該当する場合を除く。）。
- 四 大学を卒業する日の属する年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、当該年度の翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を得ようとする意思を有すると認められるとき。
- 五 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

一部改正〔令和二年条例一六号〕

一部改正〔令和六年条例四二号〕

（返還等の債務の当然免除）

第九条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が、医師免許を得た後直ちに前条第一号に規定する勤務を引き続いてした場合において、その勤務の期間が第四条第一項に規定する奨学金の貸与期間の二分の三に相当する期間（次項において「特定期間」という。）に達したときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

2 知事は、奨学金の貸与を受けた者で医師免許を得た後直ちに前条第二号の規定による奨学金の返還等の債務の履行猶予を受けたもの（同号の規定による奨学金の返還等の債務の履行猶予の期間に引き続いて同条第三号又は第五号の規定による奨学金の返還等の債務の履行猶予を受けたものを含む。）が、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて同条第一号に規定する勤務を引き続いてした場合において、その勤務の期間が特定期間に達したときは、当該奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

3 奨学金の貸与を受けた者が、前条第一号に規定する勤務をした期間に引き続いて同条第二号、第三号又は第五号の規定による奨学金の返還等の債務の履行猶予を受け、かつ、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて再び同条第一号に規定する勤務をすることとなった場合においては、その者を、先の勤務の期間と後の勤務の期間とを通じ、引き続き同号に規定する勤務をしている者とみなして前二項の規定を適用する。

一部改正〔令和六年条例四二号〕

（返還等の債務の裁量免除）

第十条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金の返還等ができなくなったときは、奨学金の返還等の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔令和六年条例四二号〕

（延滞利息）

第十一条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき奨学金の額に年十四・五パーセントの割合を乗じて得た額の延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞利息の額が百円未満であるときは、これを徴収しないものと

する。

一部改正〔令和六年条例四二号〕

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間における第三条第二号の規定の適用については、同号中「認められる者」とあるのは「認められる者又は県外の大学の医学を履修する課程の第五学年若しくは第六学年に在学する者」とする。

3 平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間における第三条第二号の規定の適用については、同号中「認められる者」とあるのは「認められる者又は県外の大学の医学を履修する課程の第五学年に在学する者」とする。

附 則 (平成二十八年三月二十九日条例第二十三号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三十一日条例第十六号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の埼玉県医師育成奨学金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

○埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（平成24年3月27日規則第13号）

改 平成二四年 九月二一日規則第六二号 平成二八年 三月二九日規則第四〇号
正 令和 六年 十月一八日規則第六六号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則をここに公布する。

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則

※様式は省略

(特定地域)

第一条 埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号。以下「条例」という。）第二条第一項の規則で定める地域は、別表に定める市町村の区域とする。

(小児科を示す名称)

第二条 条例第二条第三項の規則で定める名称は、新生児及び児童とする。

(貸与の対象者)

第三条 条例第三条第一項第一号ハの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 貸与の申請の時に貸与を受けようとする者の親又は未成年後見人である親族が県内に住所を有する者

二 県内の中等教育学校を卒業する見込みであると認められる者又は卒業した者

三 県内の特別支援学校の高等部を卒業する見込みであると認められる者又は卒業した者

四 県内の高等専門学校第三学年の課程を修了する見込みであると認められる者又は修了した者

五 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十三条第三号の規定により文部科学大臣が指定した県内の専修学校の高等課程を同号の文部科学大臣が定める日以後に修了する見込みであると認められる者又は修了した者

一部改正〔平成二八年規則四〇号〕

（申請手続）

第四条 条例の規定により奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人二人を立て、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 様式第一号の埼玉県医師育成奨学金貸与申請書

二 様式第二号の誓約書

一部改正〔令和六年規則六六号〕

（連帯保証人）

第五条 前条の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

（貸与等の決定）

第六条 知事は、第四条の書類の提出があったときは、これを審査の上、貸与の可否を決定し、貸与すると決定したときは貸与する奨学金の額及び貸与期間を、貸与しないと決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

（交付の方法）

第七条 条例第四条第一項の奨学金は、四半期ごとに三月分を交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第四条第二項の規定により貸与する奨学金は、一括して交付する。

（辞退等の届出）

第八条 奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 県外の大学の医学を履修する課程に入学せず、又は在学しなくなったとき。

二 同種の奨学金の貸与を受けたとき。

三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき。

四 大学に復学し、又は停学の期間が満了したとき。

五 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。

六 同一の学年の課程を再度履修することとなったとき。

（交付停止期間等）

第九条 条例第六条の規定による奨学金の交付の停止の期間は、停止の原因となった理由（以下この条において「交付停止理由」という。）が発生した日の属する月の翌月から交付停止理由が消滅した日の属する月までの間（次項及び次条において「交付停止期間」という。）とする。

2 交付停止期間に係る奨学金が交付されているときは、当該奨学金の交付を受けている者は当該奨学金を返還しなければならない。ただし、知事が当該奨学金を交付停止理由が消滅した日の属する月の翌月以降に交付すべき奨学金に充てるものと決定したときは、この限りでない。

第九条の二 条例第四条の二第一項本文の規則で定める期間は、交付停止期間とする。

2 条例第四条の二第一項ただし書の規則で定める奨学金は、前条第二項本文の規定により返還する奨学金とする。

一部改正〔令和六年規則六六号〕追加〔令和六年規則六六号〕

(返還等の方法)

第十条 貸与を受けた奨学金は、当該奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、奨学金の返還等の債務を一時に履行しなければならない。

一 条例第六条の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。

二 医師免許を得た後直ちに条例第八条第一号に規定する勤務をしなかったとき（条例第八条第二号又は第五号の規定により奨学金の返還等の債務の履行を猶予されている場合を除く。）。

三 条例第八条第二号、第三号又は第五号の規定による奨学金の返還等の債務の履行猶予を受けた者が、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて条例第八条第一号に規定する勤務をしなかったとき。

四 条例第八条第四号の規定による奨学金の返還等の債務の履行猶予を受けた者が、大学を卒業する日の属する年度の翌年度に実施される医師国家試験に合格しなかったとき。

五 条例第九条第一項又は第二項の規定による奨学金の返還等の債務の免除を受ける前に、条例第八条第一号に規定する勤務をしなくなったとき（条例第八条第二号、第三号又は第五号の規定により奨学金の返還等の債務の履行を猶予されている場合を除く。）。

一部改正〔令和六年規則六六号〕

(返還等の債務の裁量免除額等)

第十一条 条例第十条の規定により免除することができる奨学金の返還等の債務の額は、条例第八条第一号に規定する勤務の期間を奨学金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間で除して得た数値（この数値に小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を奨学金の返還等の債務の額（履行期が到来していない部分に限る。）に乗じて得た額とする。

2 前項に規定する勤務の期間の計算については、月を単位とするものとし、一月に満たない期間は、これを切り捨てる。

一部改正〔令和六年規則六六号〕

(返還等の債務の履行猶予又は免除の申請)

第十二条 条例第八条、第九条第一項若しくは第二項又は第十条の規定により、奨学金の返還等の債務の履行の猶予又は免除を受けようとする者は、様式第三号の埼玉県医師育成奨学金返還等猶予（免除）申請書に当該履行の猶予又は免除を受けようとする理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査の上、可否を決定し、申請者に通知するものとする。

一部改正〔令和六年規則六六号〕

(在学届)

第十三条 奨学金の交付を受けている者は、毎年四月一日から同月三十日までの間に、様式第四号の在学届に在学証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(卒業届)

第十四条 奨学金の貸与を受けた者が当該奨学金の貸与に係る大学の医学を履修する課程を修了し、大学を卒業したときは、速やかに様式第五号の卒業届に卒業証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(臨床研修受講開始届等)

第十五条 奨学金の貸与を受けた者が医師免許を得た後、臨床研修の受講を開始し、又は修了したときは、速やかに様式第六号の臨床研修受講開始(修了)届を知事に提出しなければならない。

(勤務届)

第十六条 奨学金の貸与を受けた者が臨床研修を修了した後、条例第八条第一号に規定する勤務(臨床研修を受講している場合を除く。)をしたときは、速やかに様式第七号の勤務届を知事に提出しなければならない。

(後期研修受講開始届等)

第十七条 奨学金の貸与を受けた者が後期研修の受講を開始し、又は修了したときは、速やかに様式第八号の後期研修受講開始(修了)届を知事に提出しなければならない。

(異動届)

第十八条 奨学金の交付を受けている者又は貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名に変更があったとき。
- 二 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- 三 受講している臨床研修又は後期研修について、その受講を辞退し、若しくは中断しようとするとき、又は当該臨床研修又は後期研修を実施する病院から受講の承認を取り消され、若しくは中断を命ぜられたとき。
- 四 第十六条の規定により届け出た事項(この号の規定により届け出た事項を含む。)に変更があったとき。
- 五 条例第八条第四号又は第五号の規定による奨学金の返還等の債務の履行猶予を受けている場合において、当該履行猶予を受けることとなった理由が消滅したとき。

(報告の要求)

第十九条 知事は、奨学金の貸与の目的を達成するため必要があるときは、奨学金の交付を受けている者又は貸与を受けた者に報告を求めることができる。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年九月二十一日規則第六十二号)

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月二十九日規則第四十号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この規則の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けようとする者は、同日前においても第二条の規定による改正後の様式第一号及び様式第二号の用紙を使用することができる。

別表（第一条関係）

熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町及びときがわ町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び東秩父村、児玉郡美里町、神川町及び上里町、大里郡寄居町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町

一部改正〔平成二四年規則六二号〕

様式第1号（第4条関係）

埼玉県医師育成奨学金貸与申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

埼玉県医師育成奨学金の貸与を受けたいので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 在学（出身）の高等学校等

(1) 名 称

(2) 所 在 地

(3) 卒業年月 年 月卒業（見込み）

2 大学の名称及び学部・学科名

大学

学部

学科

3 貸与申請金額 月額 円

4 貸与申請期間 年 月から 年 月まで

※ 申請者が未成年の場合に記入してください。

上記申請について同意します。

親権者（未成年後見人） 住所

氏名

続柄

親権者（未成年後見人） 住所

氏名

続柄

誓 約 書

年 月 日

（宛先）埼玉県知事

私は、下記のとおり埼玉県医師育成奨学金貸与条例（以下「条例」という。）の規定による奨学金の貸与を受けるに当たり、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、大学を卒業し、医師免許を得た後は、条例第8条第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当する場合を除き、条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく埼玉県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等において条例に規定する期間、医師として勤務し、奨学金の返還の事由が生じたときは、遅滞なく、貸与を受けた奨学金を返還し、及び条例第4条の2に規定する利息を支払うことを誓約します。

なお、条例若しくは規則の規定に違反したとき、又は埼玉県医師育成奨学金貸与申請書等の埼玉県知事宛てに提出した書類に虚偽の記載があったときは、奨学金の貸与の取消し又は交付の停止をされても異議ありません。

申請者 住所
氏名

申請者が条例の規定により貸与を受ける奨学金に係る下記の返還等の債務について、連帯して保証します。

連帯保証人 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
申請者との関係
電話番号

連帯保証人 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
申請者との関係
電話番号

記

- 1 奨 学 金 の 額 月額 円
- 2 奨学金の貸与期間 年 月から 年 月まで
- 3 利 息 の 額 条例第4条の2及び規則第9条の2の規定により、奨学金の貸与の額に年10％の割合を乗じて得た額
- 4 延 滞 利 息 の 額 奨学金の返還事由が生じ、定められた期日までに返還等の債務を履行しなかった場合、条例第11条の規定により、返還すべき奨学金の額に年14.5％の割合を乗じて得た額

様式第3号（第12条関係）

埼玉県医師育成奨学金返還等猶予（免除）申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 住 所
氏 名
貸与番号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の規定により貸与を受けた奨学金の返還等の債務の履行猶予（免除）を下記のとおり受けたいので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則第12条第1項の規定により申請します。

記

1 貸与を受けた期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 貸与を受けた奨学金等の額

円（うち利息 円）

3 猶予を受けようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 免除を受けようとする額

円（うち利息 円）

5 理由（当該理由を証する書類を添付すること。）

様式第4号（第13条関係）

在 学 届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

貸与番号

県外の大学において医学を履修する課程に下記のとおり在学していますので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）第13条の規定により届け出ます。

なお、引き続き、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、大学を卒業し、医師免許を得た後は、埼玉県医師育成奨学金貸与条例第8条第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当する場合を除き、同条例及び規則の規定に基づく県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等において医師として勤務する意思を有しています。

記

1 在学している大学名及び学部・学科名

大学

学部

学科

2 在学している学年

第

学年

3 添付書類

在学証明書

卒 業 届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

貸与番号

県外の大学の医学を履修する課程を修了し、大学を卒業したので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則第14条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 卒業した大学名及び学部・学科名

大学

学部

学科

2 卒業後の進路

(1) 臨床研修を開始する場合

ア 病院名

イ 病院所在地

(2) 臨床研修を開始できない場合

ア 臨床研修を開始できない理由

イ 臨床研修開始見込み時期

3 添付書類

卒業証明書

様式第 6 号（第 1 5 条関係）

臨床研修受講開始（修了）届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

貸与番号

年 月 日に臨床研修の受講を開始（修了）したので、埼玉県医師育成奨
学金貸与条例施行規則第 1 5 条の規定により届け出ます。

上記の者は、当院において臨床研修の受講を開始（修了）したことを証明します。

年 月 日

所在地

病院名

病院長

様式第7号（第16条関係）

勤 務 届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

貸与番号

臨床研修修了後、県内の医療機関において医師として下記のとおり勤務しているので、
埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則第16条の規定により届け出ます。

記

1 病院（診療所）名及び診療科名

2 病院（診療所）の所在地

3 就職年月日 年 月 日

上記のとおり勤務していることを証明します。

年 月 日

所在地

病院（診療所）名

病院（診療所）長

様式第8号（第17条関係）

後期研修受講開始（修了）届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

貸与番号

後期研修の受講を下記のとおり開始（修了）したので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則第17条の規定により届け出ます。

記

1 研修先の病院及び診療科名

2 後期研修の種類

3 後期研修の開始（修了）年月日

年 月 日

4 研修期間

年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり、当院において後期研修の受講を開始（修了）したことを証明します。

年 月 日

所在地

病院名

病院長

埼玉県医師育成奨学金口座振込依頼書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所
氏 名

埼玉県から貸与される埼玉県医師育成奨学金については、下記の口座に振り込みをお願いします。

記

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合
本・支店名	本店 支店 本所 支所
口座種別	普 通 ・ 当 座
口座番号	
口座名義人（カナ）	

※ 預金通帳の写し（金融機関名、店名、預金種別、口座名義人、口座番号が確認できる部分）を添付すること。

収入印紙
100万円まで1,000円
500万円まで2,000円
1,000万円まで1万円
5,000万円まで2万円

埼玉県医師育成奨学金借用証書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所
氏名
生年月日
電話番号
貸与番号

連帯保証人 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
本人との関係
電話番号

連帯保証人 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
本人との関係
電話番号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例に基づき、下記のとおり金額を借用しました。

記

借受け期間	(年 月から 年 月まで 年 月から 年 月までを除く)
借用金額	円

※ 借用金額に応じて収入印紙を貼り、本人及び連帯保証人 2 名の計 3 名の印で消印すること。

埼玉県 保健医療部 医療人材課 医師確保対策担当

〒330-8777

埼玉県さいたま市中央区新都心1-2

埼玉県立小児医療センター8階

電 話 048-601-4600

ファクス 048-601-4604

メール a3560-03@pref.saitama.lg.jp